

4 新たな事業・制度との連携・活用による取組の促進

②里地里山を保全するための地方自治体独自の制度

京都：京都府豊かな緑を守る条例

平成 18 年 4 月から施行された「京都府豊かな緑を守る条例」により、森林利用保全重点区域を定め、そこでの活動を希望する森林ボランティア団体等と活動場所を提供する森林所有者をつなぐため、ボランティア団体の登録制度と活動協定の認定制度を設ける仕組みが導入された。条例に基づく森林利用保全重点区域として、平成 19 年 2 月末現在で 4 箇所が指定済みで、本モデル事業の大江地区も指定を受けている。

森林利用保全指針の策定

知事は、森林の利用・保全を総合的・計画的に推進するための指針を策定します。

対象

地域森林計画（森林法第 5 条）の対象となっている民有林

指針に定める事項

自然的、社会的及び歴史的な背景を踏まえた地域区分
地域区分ごとの森林に関する長期的な目標
目標達成のための方針及びその方針に基づく施策の基本的な方向

指針の策定

森林利用保全重点区域の指定・森林利用保全計画の策定

知事は、森林の利用・保全を重点的に行う区域を指定して森林の利用・保全を推進します。
知事は、指定に当たっては、森林の利用・保全の総合的な推進に係る計画を定めます。

対象 森林の公益的機能を一層高度に発揮させる必要がある区域
森林利用保全計画に定める事項
●森林に関する長期的な目標 ●森林の利用及び保全に関する取組及び施策

区域の指定



森林利用保全活動団体の登録・森林利用保全協定の認定

重点区域で森林の利用保全活動を行おうとする団体は、知事の登録を受けることができます。
森林利用保全活動団体は、森林利用保全協定について知事の認定を受けることができます。

